（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

郡　山　市　長

事業提案の応募資格を満たす旨の誓約書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名又は個人名  代表者職・氏名 |  | 実印 |
| 所　在　地 | 〒 | |

**旧郡山市立　　　　　　　　小学校活用事業者**の公募に申込むにあたり、下記の応募資格を全て満たすことを誓約します。

記

１　活用事業期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ計画の実現について過去の経歴及び実績又は同等の実行力並びに社会的信用を有する者であること。

２　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

３　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の３第１項に規定する職員に該当しない者であること。

４　市税等の滞納がない者であること。

５　役員等又は本人が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。

６　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

７　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条の規定による政治団体及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条の規定による宗教団体でないこと。

８　「旧郡山市立栃山神小学校活用事業者・旧郡山市立月形小学校活用事業者公募要項」、「旧学校施設活用事業者公募に係る施設概要書」、「旧学校施設活用事業者公募に係る共通仕様書」の内容を理解するとともに、契約締結後の旧学校施設の活用計画を踏まえた現地確認を行い、法令等に基づく規制や制限について確認していること。

※　グループとして応募する場合は、全ての構成団体が誓約書を提出してください。

地方自治法施行令（抄）

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

郡山市暴力団排除条例（抄）

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「県規則」という。)第2条に規定する者を除く。)をいう。

(4)　暴力団の排除　暴力団員等による不当な行為を防止し、及びその行為により市民生活又は事業活動に生ずる不当な影響を排除することをいう。

(5)　市民　市内に居住している者並びに市内に通勤通学する者及び滞在する者をいう。

(6)　事業者　市内において事業活動を行う全てのものをいう。ただし、関係団体を除く。

(7)　市民等　市民及び事業者をいう。

(8)　関係団体　法第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与する活動等を行う団体をいう。

(公共工事等における措置)

第8条　市は、公共工事、給付金(補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。)の交付その他の市の事務又は事業(以下「公共工事等」という。)の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者(暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として県規則第4条に規定する者をいう。次条において同じ。)の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約並びに給付金の交付の相手方からの除外その他の必要な措置を講ずるものとする。

政治資金規正法（抄）

(定義等)

第三条　この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

一　政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

二　特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

三　前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

イ　政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ロ　特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

２　この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

二　直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの

３　前項各号の規定は、他の政党(第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。)に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。

４　この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の規定により候補者として届出があつた者、同法第八十六条の二若しくは第八十六条の三の規定による届出により候補者となつた者又は同法第八十六条の四の規定により候補者として届出があつた者(当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。)をいう。

５　第二項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政治団体の得票総数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

宗教法人法（抄）

(宗教団体の定義)

第二条　この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一　礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二　前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体